

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年7月6日(2006.7.6)

【公開番号】特開2000-327516(P2000-327516A)

【公開日】平成12年11月28日(2000.11.28)

【出願番号】特願平11-141177

【国際特許分類】

A 61 K 8/00 (2006.01)

A 61 K 9/06 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/00

A 61 K 9/06

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月22日(2006.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【発明の実施の形態】(1) 本発明の皮膚外用組成物の必須成分である吸水性ポリマー及び/又はその塩

本発明の皮膚外用組成物は、カルボキシビニルポリマー及び/又はその塩を含有した皮膚外用組成物であって、吸水性ポリマー及び/又はその塩を必須成分として含有することを特徴とする。本発明で使用できる吸水性ポリマーとしては、アクリル酸構造をポリマーの主体として、自重の2倍以上の水分を包含できるもので有れば特段の限定はされず使用することが可能であり、好ましい具体例としては、例えば、架橋型ポリアクリル酸及び/又はその塩、ポリアクリル酸・デンブングラフト重合体及び/又はその塩等が例示でき、これらのものは既に市販されている。この様な市販品の内、好ましいものは架橋型ポリアクリル酸及び/又は塩である、サンフレッシュST500DC、ST500MPS、ポリアクリル酸・デンブングラフト重合体及び/又は塩である、サンフレッシュST100、ST100MPS、ST100SP等が例示できる。これらは何れも三洋化成工業株式会社より市販されている。これらは、使用時に塩としたり、酸等により遊離体として使用することができる。この時、塩としては生理的に許容されるもので有れば特段の限定を受けずに適用することが可能であり、例えば、ナトリウムやカリウムのようなアルカリ金属塩、マグネシウムなどのアルカリ土類金属塩、アンモニウム塩、有機アミン塩、塩基性アミノ酸塩等が好ましく例示できる。又、唯一種を含有させることもできるし、二種以上を組み合わせて含有させることも可能である。本発明の皮膚外用組成物に於けるこれら吸水性ポリマーの好ましい含有量は、総量で0.01重量%~5重量%が好ましく、更に好ましくは0.05~1重量%である。これらは、この含有量に於いて、カルボキシビニルポリマー類の安定化作用を損なうことなく、該カルボキシビニルポリマー類の持つぬめり感を著しく改善することができる。即ち、これら吸水性ポリマーの含有量が少なすぎると効果を発揮することができず、ぬめり感を感じる場合があり、多すぎるとカルボキシビニルポリマーによる安定性を阻害してしまう場合があるからである。これらの吸水性ポリマーが本発明のぬめり感抑制剤である。このものは他の増粘剤、乳化剤、乳化安定剤等のぬめり感をも抑制・改善する事ができる。